

事務連絡  
平成30年7月11日

日本介護支援専門員協会  
全国地域包括・在宅介護支援センター協議会  
日本介護福祉士会  
日本ホームヘルパー協会  
全国ホームヘルパー協議会  
日本在宅介護協会  
全国農業協同組合中央会  
日本生活協同組合連合会  
「民間事業者の質を高める」全国介護事業者協議会  
市民福祉団体全国協議会  
全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会  
24時間在宅ケア研究会

御中

厚生労働省老健局振興課

#### 平成30年7月豪雨に関連する事務連絡（平成30年7月11日分）について

平成30年7月豪雨に関連して、別添の事務連絡を自治体あてに発出しましたので、  
情報提供させていただきます。

貴会におかれましては、同内容について貴会会員に周知頂くとともに、引き続き、  
都道府県及び市町村からの依頼等に対しご協力賜りますようよろしくお願ひ申し上  
げます。

##### 【平成30年7月9日付け】

- ・平成30年（2018年）台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害に係る介護報酬  
等の請求等の取扱いについて

##### 【平成30年7月11日付け】

- ・平成30年7月豪雨により被災した認知症高齢者等及びその家族に対する避難所等  
における適切な支援について
- ・平成30年7月豪雨に対し社会福祉法人が寄付金（義援金）を支出することについ  
ての特例について
- ・平成30年台風7号及び前線等に伴う災害による避難所等に伴う心身の機能の低下  
の予防について
- ・平成30年7月豪雨に関する災害における介護報酬等の取扱いについて

事務連絡  
平成30年7月9日

各都道府県介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室

介護保険計画課  
高齢者支援課  
振興課  
老人保健課

平成30年（2018年）台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害に係る  
介護報酬等の請求等の取扱いについて

平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害に係る介護報酬等（介護予防・日常生活支援総合事業の第1号事業支給費を含む。）の請求等の事務については、下記のとおり取扱うこととするので、貴管内市町村、サービス事業者等への周知徹底を図るよう、よろしくお願いしたい。

記

1 平成30年6月サービス提供分に係る介護報酬等の請求について

平成30年6月サービス提供分に係る介護報酬等の請求については、今回の大雨による被災によりサービス提供記録等を滅失又は棄損した場合、あるいは大雨発生直後における介護サービス提供内容については十分に把握することが困難である場合の対応として、下記の場合において概算請求を行うことができるものとすること。

・サービス提供記録等を滅失又は棄損した場合の概算による請求

今回の大雨によりサービス提供記録等を滅失又は棄損した介護サービス事業所等については、平成30年6月サービス提供分について概算による請求を行うことができるものであること。

なお、この場合にあって、同年7月以降のサービス提供分の請求方法については追って連絡する予定であること。

2 概算請求を行う場合の取扱いについて

(1) 概算による請求を選択する介護サービス事業所等については、やむを得ない事情がある場合を除き、平成30年7月17日までに概算による請求を選択する旨、事業所所在の国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）に届け出ること。

また、提出期限の遅れたものについては、翌月以降に提出するものとすること。

(2) 概算請求で支払われる介護報酬等の算出方法

原則として平成 30 年 4 月サービス提供分及び平成 30 年 5 月サービス提供分の介護報酬支払実績により（当該介護サービス事業所等について特別の事情がある場合には、別途介護サービス事業所等と調整をする。）、下記により算出し、それを合計して支払を行うこととなるため、各介護サービス事業所等においては、別紙の様式により届け出るものとすること。

・ 平成 30 年 6 月介護サービス提供分

平成 30 年 4 月及び平成 30 年 5 月

介護報酬等支払額

× 30

61 (※)

※ 平成 30 年 4 月以降に新たに指定を受けて事業を開始した場合には、開始した日から平成 30 年 5 月 31 日までの合計日数。その場合、別紙にその旨の記載をすること。

(3) 上記に該当する介護サービス事業所等であって、災害救助法適用地域以外の区域に所在するものについては、罹災証明書又は罹災届出証明書を併せて各国保連に提出すること。

(4) この方法の対象となる請求の範囲については、公費負担医療に係るものについても含まれること。

(5) 介護報酬と第 1 号事業支給費は、分けて概算額が示されること。

(6) この方法による請求を選択した介護サービス事業所等については、この方法による概算額を持って平成 30 年 6 月サービス提供分の介護報酬等支払額を確定するものであること。

(7) 概算請求が行われた介護報酬等に関する市町村等の支払については、介護サービス事業所ごとに、平成 30 年 4 月及び平成 30 年 5 月の各市町村等の当該介護サービス事業所に対する介護報酬等支払実績に基づき各国保連において按分する。

3 その他の通常の方法による請求を行う場合の取扱いについて

(1) 請求書の提出期限について

平成 30 年 6 月サービス提供分（7 月提出分）に係る請求明細書の提出期限については、災害救助法適用地域に所在する介護サービス事業所等に限り、通常の平成 30 年 7

月 10 日までではなく、平成 30 年 7 月 17 日とすること。

また、提出期限に遅れたものについては、翌月以降に提出するものとすること。

(2) 被保険者証等を介護サービス事業所等に提示せずにサービスを利用した者に係る請求手順について

① 介護サービス事業所等においては、過去に利用したことのある介護サービス事業所等に問い合わせることにより、また、窓口で確認した事項等により、可能な限り被保険者番号等の確認を行うこと。

② 上記①において、被保険者番号等の請求明細書に記載する項目についての確認ができない被保険者の請求については、請求明細書に可能な限り記載を行い、また、請求明細書欄外上部に被保険者の住所及び赤色で不詳と記載し、紙にて作成すること。

なお、居宅介護支援事業所等における給付管理票の提出及びサービス計画費の請求についても同取扱いとする。

③ 上記②において作成した請求明細書については、通常の請求明細書とは分けて請求書を作成し、国保連へ提出すること。

④ ③による請求を行った介護サービス事業所等については、請求額を確認の上、請求金額を確定することである。

(注) 被災に伴い、担当するケアマネジャーが変更になった場合、要介護者等から保険者にその旨の届出を行うことが必要であるが、保険者と連絡がつかない等の理由により届出ができない場合については、紙の請求明細書で請求を行うこととなる。

(3) 居宅介護支援事業所等により給付管理票が提出されない場合の請求手段について

① 介護サービス事業所等（介護予防・日常生活支援総合事業の事業所にあっては、給付管理の対象となるサービスを行う事業所に限る。②及び③において同じ。）においては、居宅介護支援事業所等に対し、可能な限り、介護報酬等の請求に対応する給付管理票の提出有無について確認を行うこと。

② 介護サービス事業所等においては、上記①において給付管理票の提出の有無が確認できない被保険者の請求については、請求明細書欄外上部に赤色で給<sup>1</sup>と記載し、紙にて請求することとする。

③ 居宅介護支援事業所等においては、平成 30 年 6 月分の請求について、給付管理票の提出が行えない場合、可能な限り介護サービス事業所等へ提出できない旨の連絡を行うこと。

(別紙)

平成 30 年台風第 7 号及び前線等に伴う大雨による災害に係る概算による介護報酬請求に関する届出書  
(平成 30 年 6 月介護サービス提供分)

事業所番号	
平成 30 年台風第 7 号及び前線等に伴う大雨による災害に係る概算による介護報酬の請求を行 いたいので、次のように届け出ます。	
平成 年 月 日	
請求事業所等の 所在地 及び 名称 :	
開設者名・事業者名 :	印
審査支払機関 殿	
【請求内容】	
サービス提供記録等が滅失又は棄損したため、6 月 1 日から 6 月 30 日までのサービス提 供分について概算により請求を行う。	

事務連絡  
平成30年7月11日

岐阜県 京都府 大阪府 兵庫県  
島根県 岡山県 広島県 山口県  
徳島県 香川県 愛媛県 高知県  
福岡県 佐賀県 鹿児島県

} 認知症施策主管部（局）御中

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室

平成30年7月豪雨により被災した認知症高齢者等及びその家族に  
対する避難所等における適切な支援について

平成30年7月豪雨により、多くの方が避難所での生活を余儀なくされているところですが、避難所における認知症の方への支援に当たっての配慮等について、別添の資料をお送りしますので、避難所等への周知等をお願いいたします。

#### 記

##### 1 避難所での認知症の人や高齢者の健康管理

※ 避難所等に掲示したり、配布したりすることが考えられます。

##### 2 避難所での認知症の人と家族支援ガイド

※ 避難所等に掲示したり、配布したりすることが考えられます。

※ 次のウェブサイト上でも内容を確認できます。

認知症介護情報ネットワーク（認知症介護研究・研修仙台センター）

<http://www.dcnet.gr.jp/earthquake/>

また、同サイトでは、介護事業所や自治体関係者等を対象とした「避難所での認知症の人と家族支援ガイド（支援者用）」も掲載していますので、参考にしてください。

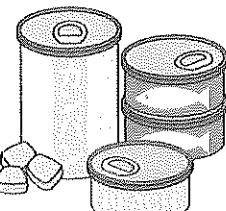
以上

【本件照会先】  
厚生労働省老健局総務課  
認知症施策推進室  
担当：余語、佐藤  
TEL：03-5253-1111（内線3975）

# 避難所での認知症の人や高齢者の健康管理

## 食事について

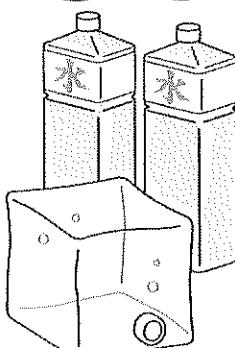
避難所では、十分な栄養状態を保つことができる食事は用意ができません。東日本大震災では乾パンやおにぎり程度しかなく、高齢者にとっては、飲み込むことが難しい食品がほとんどです。果物や缶詰など水分の含まれたものがある場合には優先的に高齢者に行き渡るようにしてください。



細かく刻むなどして食べやすい食事を用意しましょう。  
サプリメントも積極的に活用しましょう。

誤嚥に  
注意しましょう。

## 水分攝取について



水が止まるとトイレが流せなくなります。トイレに行くことを遠慮して水分を減らすのではなく、一日1リットル以上は水分を補給しましょう。水分不足が便秘を引き起こしたり、エコノミー症候群を誘発したりすることがあります。

トイレを気にせず使えるように配慮  
しましょう。

専用トイレスペースの  
確保

## 高血圧の方への注意

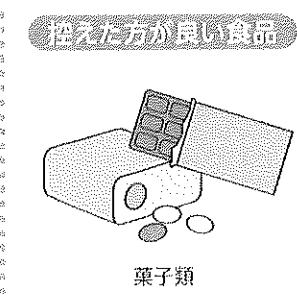
避難所では治療薬を持たないで避難しなければならないこともあります。血圧をあげてしまうような、菓子やインスタント麺はできるだけ控えましょう。



## 糖尿病の方への注意

避難所にはお菓子やインスタント麺などの塩分が高く、高エネルギーな食品が多く届けられます。糖尿病の方には、低エネルギーの食品や、低血糖をコントロールするためのアメなどの準備が必要です。また、食事の時間も出来るだけ規則的になるように心がけてください。

食事の時間を規則的にしましょう。  
菓子などの栄養の偏った食品は  
避けましょう。



# 簡単な運動を毎日しましよう (生活不活発病の予防)

動かない状態が続くことで、今まで出来ていたこともできなくなったり、身体が動かなくなったりします。これを生活不活発病といいます。

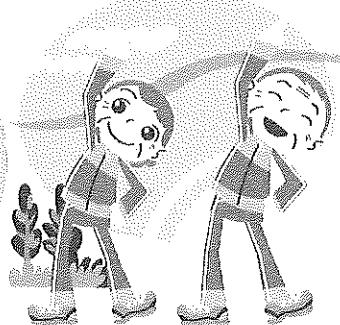
横になっている  
よりも座るように  
しましよう

動きやすいように  
身の回りを片づけて  
おきましょう

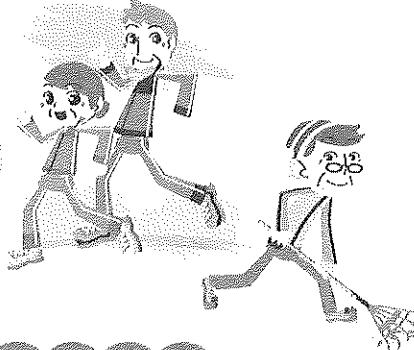
歩きにくくなつても  
つえ等を使って工夫して  
歩くようにしましよう

避難所でも  
気分転換を兼ねて  
散歩をしましよう

みんなで  
ラジオ体操を  
しましよう

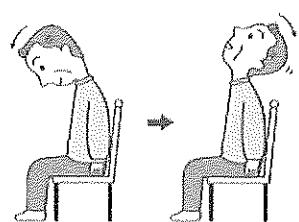


楽しみや  
役割を見つけて  
ください

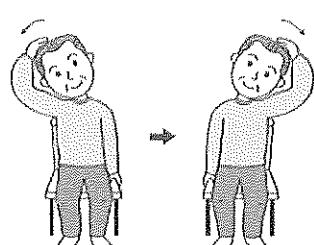


## エコノミークラス症候群の予防体操

①首の運動

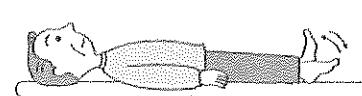


前に10秒、うしろに10秒



左右も10秒ずつ。  
反対側の肩があがらないように気をつけて。

③足首の曲げ伸ばし



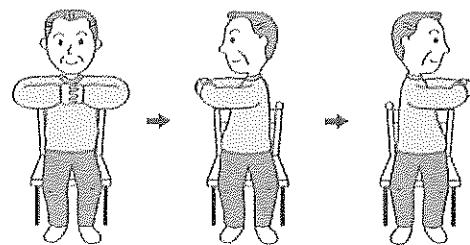
イスに座った姿勢でもOK。10回おこないましょう。

④足のマッサージ



痛いところや  
かたくなっているところを  
さがして、  
指でおしたり、さすったり  
もんたりしましょう。

②体の運動



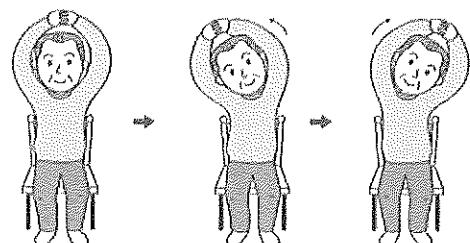
肩の高さで手を組み、  
前に伸ばして  
左右に体をひねる。  
10秒ずつ、1~2回。

⑤足の指の運動

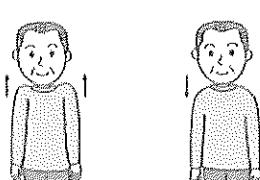


足の指でグー、チョキ、グー、バー。10回おこないましょう。

手を組んで上にあげ、  
左右に体を傾す。  
10秒ずつ、1~2回。



⑥肩の運動



思いきり両肩をあけて  
ストンと落としましょう。  
4~5回おこないましょう。

(参考「図解 滞たれ予防のかんたんトレーニング」大月書店)